

哲學研究

第二十五號

第三卷
第四冊

本邦に於ける祖先崇拜の形式及意義の變遷

春 山 作 樹

近來我國民性又は我國民道德の研究が人々の注意を惹く様になつてから、我邦に於ける祖先崇拜の觀念に重大な意味を持たせることが一般に行はれて居る。井上哲次郎博士の有益な研究に於ても、眞理章三郎氏の國民道德序説に於ても、是が我國民の特色の一とせられ、穂積八束博士の憲法論に於ても、我國民の皇室に對する崇敬の念と此祖先崇拜の觀念とは離るべからざるものとして説かれて居る。勿論是等の大家の説によつても、祖先崇拜が我國にのみ存在するとは考へられて居ないので、祖先崇拜は古代の民族又今日の自然民族の間に共通なる思想であることは認められて居るが、他の民族に於ては時代の變遷と共に漸消滅せうとして居るに拘らず、我

邦に於ては今日まで存続し、且國民道德上重要な關係を有することに重きを置かれて居るのである。最近我同僚中目文學士の研究に於ても同様であると考へられる。斯く一方に於て祖先崇拜の觀念が尊重せられると同時に、他の一方に於て祖先崇拜は未開時代の迷信の遺物と考へる者もないのではない。祖先崇拜は果して未開時代の遺物であらうか。我邦に於ける祖先崇拜の形式の變遷を見ると、今日意識的に又無意識的に、我國民を支配して居る祖先崇拜の觀念は、永い年月の間に一方には或古い要素は力を失ひ、又一方には種々の新しい要素が加はつて培養せられた頗複雑なものなることが明に分る。自然民族の間に共通な原始的の祖靈崇拜の單純なる殘留物とは考へられない。

祖靈崇拜の原始的形式の一として、多くの民族に共通なるトテム崇拜 (Totemismus) 卽種族の記憶から遠かつた其祖先が、或植物又は動物と同一視せられて崇拜せられることは我邦には存在したのであらうか。

加藤玄智博士は八咫鳥が加茂縣主遠祖鴨建津之身命と考られて居ること(新撰姓氏錄、古語拾遺)及鳥が往々靈鳥として崇められることを舉げて、トテム崇拜の跡を示す者ではなからうかと云つて居られる。其外にも三輪の杉及大蛇の如く同様の疑を起

させるものもないではないが、是等は諸神社に云傳へられて居る神木神使同様單に何等かの理由によつて禁忌(Taboo)せられたのみで、トテムではないかも知れない。

トテム崇拜は無かつたとしても、祖先崇拜が我邦の古代に存在したことを疑ふべき餘地はない。祖靈崇拜は一般の亡靈崇拜(Memorial)を豫想するもので、人の靈魂は死後別世界又は此世界の中で遠隔の地に猶存續して、子孫を守護し、子孫の祀を饗け、其血食せざる場合には厲をなすこともあると云ふ信念は、原始的祖靈崇拜に共通で、死者を葬るに當つて、歩器裝飾具其他生前愛玩した品物を棺槨中に納め、又時として妻妾臣隸が之に従ふ習慣は是より生じたものである。其源は死者に對して切なる愛慕の念に在るので、其上に夢又は幻覺の中に故人を見ることが及疫厲其他災異の原因に關する知識の缺乏が之を助けて居る。故に其一部には未開時代の産物として見らるべき要素を含んで居るにしても、其根柢には捨て難い道德上の尊き感情が籠つて居る。

伊邪那美尊が火神を生まれたる爲に黃泉國に去られ、其後を追うて伊邪岐尊が彼國に赴かれたと云ふのは、記紀共に載する所の傳説で、死は此土を去つて別世界に赴くのであると云ふ考の我邦古代に存在して居たことを證明する、神武東征の時戦利あ

らず、熊野の高倉下の夢に天照大神高木神が建御雷神を召して援助を命ぜられ、建御雷神は自援助に赴く代に平國之劍タニクニを降されたと見て、自分の倉から其劍を發見して、神武天皇に獻じたと云ふ傳説も記紀共に出て居るが、其神詔に葦原中國者。伊多玖佐夜藝帝阿理祁理。我之御子等。不平坐良志記とあるのは、祖先の靈は幽界に在つて猶常に子孫の幸福を護つて居ると云ふ信念の存在したことを示す。神武軍嚮導の爲に天上より八咫鳥を遣はされたと云ふも是と同様である。子孫として祖先を敬しなければならぬと云ふことは、五瀬命負傷のとき、吾者爲日神之御子、向日而戰不良。故負踐奴之痛手記と詔のあつたによつて示されて居る。子孫絶えて祭祀を受けない靈の崇をなすことの支那に於て信ぜられたことは明である。王七祀の中に泰厲、諸侯五祀の中に公厲、大夫三祀の中に族厲があるが、泰厲は古帝王の後無き者、公厲は古諸侯の後無き者、族厲は古大夫の後無き者である禮祭法。ローマ人がレムリアレムリア即五月九日十一日十三日の夜に黒豆を以て厲鬼(Lemures)を攘つたのも同様の思想から出て居るのであらう。我邦で除夜に朝廷及諸神社に行はれた追儺式は支那から來たものであらうが、今日民間で節分の夜に行ふ豆打は足利時代に起つたものらしい。是が周禮に見えた追儺に類しないで、寧ローマ時代の(Lemuria)に似て居るのは

一奇である。我古傳説に於て厲鬼に類した思想を求めると、崇神天皇の御宇に疫病が起つた。天皇の御夢に大物主大神が現はれ、疫病は吾心より起つたので、意富多多泥古と云ふ者をして吾靈を祭らしめると止むと告げられたので、意富多多泥古と稱する者を河内之美努村に求め得て、是を神主として御諸山に大物主大神を祭らしめ、猶伊迦賀色許男命に命じて天神地祇の社を定め残る所なく祭らしめられたれば疫氣悉息んだと古事記に出で居る。書紀では其話の前半は天皇の御夢ではなく神が倭迹迹日百襲姬命に憑かつて告げたとあるが、其他の記事は大同小異である。此傳説によれば其意富多多泥古は大物主大神即大已貴神の遠孫に當つて居ると云ふことである。御諸山の社は大已貴神の幸魂奇魂を祀つたもので、大已貴神と幸魂との問答の條に、故即營宮彼處使就而居。此大三輪之神也書紀一書とあるを見れば、崇神天皇の時には既に夙く祀られて居た處、其祀が廢れたのを遠孫意富多多泥古をして再興せしめられたと見るのが當然である。斯様に解釋すると益厘鬼の思想に近くなつて來る。

今日各地方に發見せられた古墳が廣大のもので、中には仁徳天皇御陵の如く驚くべき壯大のものもある。而して常に劍玉鏢等の貴重品が遺骸と共に埋藏せられ殆

死も行はれたと云ふことであり、後までも埴輪に其遺風を示して居る。勿論一般平民まで斯様な厚葬を營み得たとは考へられない。稍後世の定を見ると書紀卷二十五に見えて居る大化二年の詔に王以下身分に應じて墓の大小か規定せられ、庶人亡時收埋於地とあり、大寶の制を見れば凡三位以上及別祖氏宗並得營墓以外不合雖得營墓者欲大藏者聽(喪葬令)とあるから、廣大なる墳墓を營む者は貴族に限つたのであらうが、下民の葬も是等の規定以上に厚くしたものの、様に想像すべき理由がある。而して、厚葬の風は祖靈崇拜と相伴ふものなることは説明を要しない。彼大化二年の詔に、凡人死亡時。若經自殉。或綾人殉。及強殉亡人之馬。或爲亡人。藏寶於墓。或爲亡人斷髮刺股而誅。如此舊俗一皆悉斷。とあるを見れば、殉死の風もかの垂仁天皇に禁ぜられたと云つても、後世而も支那文明輸入の後まで残つて居たことは明瞭である。否、猶遙に後徳川時代に於ても發見する。但是は多の學者が云つた通戰國の遺風で、殺伐な亂世に生じた新な習慣で上古殉死の習とは別に見るべきものであらう。

兎に角上古から祖靈崇拜の存在したことは明であるが、神話時代及後世奈良朝あたりになるまで、餘複離な形式の備つて居た様には見えぬ。祖先崇拜と氏の制度と

は相伴つたものと普通に考へられて居る。是は勿論の話であるが其に付ても或制限を認めなければならぬかと思ふ。支那に於て見るが如く死者の靈は血族によつて祀られることを求め、血族斷絶して歸する所なくば厲をなすと云ふ思想は、祖先でなくとも家族の中に死者があれば家長が之を祀ると云ふ習慣を作り出すのが自然である。是が下祭で、王下祭、殤五、適子、適孫、適曾孫、適玄孫、適來孫。諸侯下祭三。大夫下祭二。適士及庶人祭子而止(禮祭法)とあるのは其で、今日我邦にも行はれて居る習慣である。

其よりも猶重大な意味を有するは、祖先の祭祀を斷絶せしめない爲に子孫を存續せしめることである。孟子が不孝有三無後爲大。舜不告而娶爲無後也。君子以爲猶告也(離婁上)と云つたのは其である。斯様に子孫を残さんが爲には結婚の必要條件たる父母の承諾をも經ないことを是認せしめる外、多くの民族に於て養子制度を生み出して居る。支那では己の父母を捨て、他姓を繼ぐことは容るされて居ないが、祖靈崇拜の盛であつたヒンヅ、イ人及ローマ人の間には養子制度があつた。我邦では凡無子者聽養四等以上親於昭穆合者(戸令)とあり。貞永式目以下孰も養子相續を認めて居る。但醫陰兩道輩。弃本道爲御家人養子。知行御領事。道陵遲之甚也。

自今以後可停止之。貞永式目追加等の制限はあつた。徳川時代に至つては武家の家名存續の爲にも、二男以下處分の爲にも、養子制度は無くしてはならぬ者であつた。此養子制度に類似したものは古代に設けられた御子代又御名代の部民である。但是は後世の莊園の如きもので供御の御料に充てられたものであると云ひ又其部をして永く祭祀を繼がしめられたかどうかは明でないが、子孫を残されなかつた皇族の名を永く後世に傳へしめん爲であつたと見れば祖先崇拜に關係がないとは云はれぬ。

子孫繁榮して永く家名を失墜せず朝廷に仕へなければならぬと云ふ考は奈良朝には特に顯著に示されて居る。萬葉集卷十八にある大伴家持の賀陸奥國出金詔書歌、同く爲幸行芳野離宮之時儲作歌、同く卷二十にある喩族歌を見よ。大伴能等保追可牟於夜能於久都奇波之流久之米多底比等能之流倍久と云ひ、物能布能夜蘇氏人毛與之努河波多由流許等奈久都加倍追通見牟と云ふのは當時の思想を代表するものであらう。又聖武天皇の詔には君臣祖子乃理遺忘事無久繼坐牟天皇御世御世爾明淨心乎以而祖名乎戴持而天地與共尔長久遠久仕奉禮(續紀十五)とあり、同様の教訓は歷朝の宣命に屢繰返されて居る。此家門繁榮家名尊重の觀念は亡靈崇拜に伴て起

り、之に依つて強められることは勿論であるが、之を離れても存続する、今日歐洲諸國には亡靈崇拜はないが、家名尊重の觀念はある。而して今日の所謂祖先崇拜には此家門繁榮家名尊重の動機が強く現はれて居ることは注意しなければならぬ。

氏々に氏神と稱するものがあつて元旦、出産、出陣、出立等の場合に之を拜し、猶二月四月十一月に氏の長者が氏人を會して例祭を行ひ、氏人の參拜する者には特に暇を賜はつたことは寛平七年の太政官符に諸人氏神多在畿内毎年二月四月十一月何廢先祖之常祀若有申請者直下宮宣類襲三代格十九とあるによつて明である。此氏神は爰に先祖之常祀とある如く、其氏の始祖であるべき筈である。又始祖を氏神とするのが普通であることは諸書に其證があつて、神名式の伴氏神社伴林氏神社などは最よい例である。伊勢貞丈は曰く『氏神は氏の元祖神也。藤原氏は天兒屋根命也。平氏は桓武天皇を氏神とする也。橘氏は敏達天皇を氏神とす。源氏は清和天皇、嵯峨源氏は嵯峨天皇、村上源氏は村上天皇を氏神とするなり。又八幡を源氏の氏神といふ人あり。謬也。八幡は軍神也。八幡をあがめ貴むこと源氏のみに限るべからず』。

(雜記十六)と云つて居る。是は道理上至當と見えるが事實は、さほど單純ではない。氏神と云ふ語の最古く見えて居るのは先代舊事本紀で、天孫本紀の伊香色雄命の

條に遷建布都大神社於大倭山邊郡石上邑。則天祖授饒速日尊。自天受來天璽瑞寶。同共藏齋。號曰石上大神。以爲國家亦爲氏神。崇祠爲鎮。とあるが始である。氏神と云ふのは物部氏の氏神で、伊香色雄命は物部の遠祖饒速日尊六世の孫に當る。舊事本紀が聖德太子の撰でないことは勿論であるが、伊勢貞丈の様に一概に謔書として斥けるには及ぶまい。本居宣長が此書は古事記書紀を本とし猶古傳説を加へて作られたもので強ち捨つべきものでもないと云つて居るのが穩當である。此石上神社に關する記事は書紀垂仁天皇八十七年に故物部連等至于今治石上神寶。是其縁也とあるに相對するものである。石上神社に祭られる布都御魂は、建御雷神が其を以て中國を征服せられた平國之劔で、武族たる物部氏が祭るには相應のことではあるが遠祖ではない。但石上神社に饒速日尊が高天原より傳來したと稱する天璽瑞寶を合祀せられる點より見れば物部氏の氏神と云ふのも不都合ではない。藤原氏は春日神社の外鹿島神社、香取神社を氏神として居るが、爰には中臣氏の祖天兒屋根命も祀られては居るが、元來は、建御雷神經都主神であつて、若祖神を祭るとならば河内平岡神社を氏神とすべき筈である。京都平野神社は八姓神と呼ばれて源、平、高階、大江、中原、清原、菅原、秋篠諸氏の神となつて居る。伴信友の云へる如く此れは桓

武帝の外祖を祭ると云へば兎も角であるが(蕃神考)竈神を祭ると云ふ説もあり、普通世間に傳ふ如く日本武尊(今木)仲哀天皇(久度)仁徳天皇(古開)天照大神(比賣)としては、前述八姓の祖神たるべき理由は明瞭でない。貞丈の云つてゐる通り八幡は軍神で、源氏の氏神でないかも知れぬが、義家以來氏の守護神として、殊に鶴岡八幡宮を崇敬したことは否定すべからざる事實である。平氏は清盛以來嚴島神社を氏の守護神とし、猶後には日吉山王を氏神とし延暦寺を氏寺とした。是等は餘程後世のことであり、又平氏の日吉山王に於ける場合は源氏に對抗せん爲に叡山の僧兵を味方に入れる一時の策略であつたであらうが、兎に角氏神は必しも氏の祖神に限らぬことは明で、而も石上、鹿島、香取、平野などの例によつて其が餘程古くから始まつたことが分かる。今日では氏神と産土神と鎮守神との差別がなくなつて、一樣に之を氏神と稱し、之を尊崇する者を氏子と稱して居るが、先人は多く此混同を正すことにのみ力を用ひられて居る様である。眞淵、貞丈、高尙皆然り。然しながら吾人の立場から見ると、此混同は自然のことで又茲に一層の重要な意義がある。氏神は氏の祖神、産土神は出生地(産土、本居)の神、鎮守神は土地の守護神で、元來區別があつたに相違ないが、古代には人民が氏によつて群をなし、一地方を占有して居たであらうから、其氏神は同時

に其地方の鎮守であり、又其地に産まれた者には同時に産土神でもあつたと云はれる。而して諸氏が雜居し、氏族制度が力を失ひ、人々と祖神との關係も記憶に遠かるに從ひ、此三者は明瞭なる區別を失つたのであらう。平田篤胤が『いと上代には國々の國造など其領る處に祖神を祭れるが多かれば其氏祖の神やがて、産土神なるも多かりし故に世になべて氏神と産土神とを混一に思ふことゝなりけん』『玉手纏』と云つて居るのは正しい。中には藤井高尙の云へる如く、土地の有名なる産土神社に其地の氏族が祖神を合祀した爲に混じたのも、松迺落葉あるかも知れない。祖靈崇拜が如何にして國民的神靈の崇拜に移つたかは解し難いと云つて居る西洋の宗教研究者が多いが、本邦に於ける氏神と産土神の混一は此問題を解釋すべき手がゝりではなからうか。此混一は何時代に始まつたか。記録の上では臥雲日件録に『凡世人以神明主于我所生地者謂之氏神。予生泉州界南。故住吉乃氏神也』とあるのが古い様で、世事百談にも之を引用して居る。之は文安四年八月十三日の記事であるが、其よりも夙く一般に産土神を氏神と稱したことは此文句によつても察せられる。藤原氏が鹿島社を氏神としたのは、鎌足の産土神であるからだと云ふ説もある。兎に角始祖を氏神として祭ると云ふ考は時代の變遷と共に餘程薄弱になつて來たことは

否定するべからざる事實である。氏其者を見ても氏上が之を率ゐて固く團結して居たのは遠い古のことで、允恭天皇の時既に混亂を生じて居たと云ひ、大化の改新には大打撃を受け現存大寶令には繼嗣令にある『其氏宗者聽勅』と、喪葬令にある『別祖氏宗並得營墓』の二個所の外は氏上のは見えて居ない。云はゞ名譽の稱號に過ぎない様なもので、氏子祭に氏人を率ゐて參拜すること位が唯一の意味あるものであつた。後世に至るまで征夷大將軍が源氏長者を名乗つて居ても氏としての意義は殆なく、苗字と呼ばれる様になつては氏も忘れられ、まして元龜天正以後の田舎武士が源又は平何某と名乗る如きは何の意味もないものである。故に今日の祖先崇拜は古の氏神崇拜と全無關係であると斷言はしないが他に一層有力な要素が加はつたものと考へなければならぬ。其は何であるか。

其新らしい要素と云ふは儒教、佛敎及封建制度で而も此三者は互に結合して祖先崇拜の勢を助けたもので、其孰が何處迄力を有して居たかは殆分離して考へることが出来ない。

國忌は朱鳥二年九月持統天皇が天武天皇の爲に國忌齋を京都の諸寺に設けられたを始とし、(紀三十)皇孝皇祖母后等の爲に歷代其御忌日に行はれたのもので、當日は

朝務を廢し、音樂を禁ぜられた。是は令によれば治部省の掌る所となつて居る。國忌が君子有終身之喪忌日之謂也(禮祭義)から出たのは明で、今日民間で忌日又祥月と稱するものと同じである。又此國忌にあづかられるのは江次第抄の説によれば、村上天皇以後は天智光仁、桓武、文德、光孝、醍醐の六帝に限られたとあるが、其他にもあつたらしい。代毎に疏を除き親を加へ或は七國忌或は九國忌を立てられたと云ふのは、支那の天子七廟又は九廟の制に倣はれたものと思はれるが式は佛式であつた。又毎年十二月吉日を選び、帝陵及外戚の墓に荷前の使を立てられたのも持統天皇の朝に始まると傳へて居るが確ではない。是に預る陵墓も代毎に親疏によつて加除せられ或は十陵四墓、或は十陵八墓となつて一定しないが、是も支那の廟壇壇等の制から來たものに違ないが、其數は合はない。其中に鎌足、冬嗣等の墓の加へられて居るのは、藤原氏專權の時代であつた爲と思はれる。而して、國忌の佛式であつたに反して是は神式であつた。

次に今日上下を通じて行はれる年忌に就て考へるに、是も時代によつて大に差がある。一周忌及三年忌は禮記の父母之喪期而小祥又期而大祥の小祥大祥に當るもので、明に儒教のものである。是は古から行はれたことで、前に擧げた持統天皇が國忌

齋を設けられたのは天武天皇の御一周忌に當る。日本紀に國忌をハテと訓ずるは、ハテの意であらう。七年十三年以下の年忌は儒教にも佛敎にも見えぬ本邦に限られた習慣の様である。十三年忌は十二支更新の年に當るから、是は平安朝にはあつたのであるが、少納言信西十三年忌に當つて、櫻町中納言欲修之、其弟僧高野明遍不同之(東見記)とある。其頃は必行ふとも限らなかつたと見える。寛喜二年十二月廿五日に故右大臣家實朝十三年御追善也、吾妻鑑二十七とあるを見れば、此時は既に一般の慣例となつて居たのであらう。十三年に二十年を加へて三十三年忌が出来たらしい。是は鎌倉の末に始まつたが、園大曆に貞和三年九月廿五日、今日竹林院入道左大臣三十三回忌辰也、因茲廣義門院就于西園寺無量光院壇場被修御佛事、件替月佛事先規未詳中略然而或有營此事之人歟、予先妣此忌辰、有相營事、所詮幽靈之追福、遠近盡懇志之條、可叫孝子之道歟とあるから、南北朝頃迄異論のあつたことが解かる。後徳川時代に十三年と三十三年の間に二十三年忌が出来た。又十二支二週して二十五年忌と云ふのもある。七年忌は更に新らしい習慣である。七と云ふのは佛敎から來たので、七七日を中陰とするのは人の普く知る所て、天應元年十二月癸丑、當太上天皇光仁初七於七大寺誦經、自是之後、每値七日、於京都諸寺誦經焉。又勅天下諸國、七

七之日、令國分二寺見僧尼奉爲設齋以追福焉。(續紀三十六)とあるは天皇の爲に行はれた一例である。此七の數を年に當て七年忌を立てたのは室町の始から、後更に十宛を加へて十七年忌、二十七年忌三十七年忌などが始まつた。二十一年忌は徳川時代に天海僧正が伊勢神宮を始めとして諸神社が二十一年目に改造せられるのに倣つて始めたと云傳へられて居る。其外には五十年忌があり以後五十年毎に遠忌を營むことになつて居るか、是は平人としては憚るべきことだと云ふ話もある。

要するに七年以後の忌は本朝特有の習慣で、平安朝に始まり次第に其回數を増し徳川期に至つて定まつたもので、其最多くは足利以後に起つたと云ふことは後に述べる封建制度との關係上記憶すべき値がある。かの眞俗佛事編に七寺十三年、十七年、三十三年、四十年、五十年、六十年忌を營むべきことが、聖徳太子の禮、郊、本、紀、に出て居るなど、云ふのは採るに足らぬ説である。又今日神道者が五日及五年毎に祭典を行ふのは此年忌の習慣が出来て後、佛敎の七に代へて五を用ひたので、古神道に據があるのではなう。

擬今日佛敎信者の家には佛壇があつて、本尊と合せて祖先の位牌を祭つて居るが、此習慣は如何にして生じたか。天武天皇十四年三月壬申、詔諸國每家作佛舍、乃置佛

像及經、以禮拜供養(紀二十九)とあつても、其時から一般に行はれたものとは思はれない。藤原氏の興福寺、法成寺、和氣氏の神護寺を始として、氏寺と稱するものがあつて一族の冥福を祈り、又邸宅を改めて寺とすることが平安朝に流行したが、是等は豪族名門に限られて居た。勿論其朝の中葉以後は邸内に持佛堂を設けることの流行したのは數多の例證があり、又建築史上今日の床の間は佛像を置いたものだと言ふから古くから住宅の中に佛像を置き、時に僧尼を請じて供養することのあつたものは考へるが、今日の如く廣く行はれるに至つたのは、餘程後世のことと思はれる。

孟蘭盆には菩提寺の僧が戸毎に棚經を誦むが、棚經は徳川時代に至つて現はれた語である。恐くは切支丹宗門禁制の爲に寺が戸籍を掌る様になつてから、檢閲の意味を兼ねて之を始めたのであらう。又棚經が始まつたので戸毎に佛壇を設けなければならなくなつたのであらう。過去帳は平安朝にあつた様であるが、位牌は鎌倉時代以後のものである。支那でも宋以後始めて用ひたと云ふ。元來佛教にはなかつたのを儒教の神主に倣つて作つたと云ふ説が正しいと考へる。今日神道者の用ひる靈璽と稱するものは、明に神主の模倣で、極めて新らしい。

以上述べた年忌は佛式によつて營まれるが、佛教の立場より見て之は何を意味す

るかと云ふに、淨土眞宗は姑別とし、亡者の爲に追善をするのである。亡者の爲に善業を修し其功德を廻らし、彼亡者に向はしめるので、廻向者廻自功德、向他衆生同會無上佛菩提如廻聲入角響必遠聞(四教集解)の意味である。故に其功德は一部之を修する者に一部之を受くる者に向ふ。受くる者は之によつて終には佛果を得る譯で、此思想を最よく現はすものは孟蘭盆である。七月十五日に七世の父母及現在父母の厄難中の者の爲に百味五果を具へ十方大徳衆僧に供養する。日蓮が之を設けて母の倒懸の苦を救つたと云ふ話から始まつて、支那では梁武帝が始めて之を行つたと云ひ、晋隋には盛に行はれた。我邦では齊明天皇三年秋七月辛丑、作須彌山像於飛鳥寺西、且設孟蘭盆會(紀二十六)とあるを始めとすと云ふが、其に先つて推古天皇十四年に自是年初每寺、四月八日、七月十五日設齋(紀二十二)とあるのも誕生會と孟蘭盆會に相違ない。其後何の時代にも行はれ今日も我邦年中行事の重なる者たることは人の知る通てある。孟蘭盆會は父母長育慈愛之恩を報ずとは云ふものゝ父母の靈が厄難の中にあるものとして其倒懸の苦を救ふと云ふのは報本反始、致愛敬之誠と云ふ儒教の思想にも、又如此仕奉爾依豆今母去前母天皇我朝廷乎平久安久足御世乃茂御世爾齋奉利常石爾墜石爾福閑奉利預而仕奉滿處々家々王等卿等乎母平久天皇我朝廷爾伊加志夜久

波叡能如久仕奉利佐加叡志米賜春日祭祝詞と云ふ我邦の思想にもいたく遠かつて居る。故に亘理章三郎氏は國民道德論序説に於て此孟蘭盆の思想を排斥して居られる。然し我國民が果して父母倒懸の苦を救ふと云ふ觀念を以て孟蘭盆を行ひ來つたものであらうか。元來樂天的な我國民には此思想は餘り深刻過ぎる。彼等は其意味を全否定しない迄も、或は佛教に假りても古の氏神祭の觀念が混入し、冥界にある祖先が暑中休暇を得て遺族と團欒の樂を俱にするのだと思ひ、支那流に云へば髡髻として來り饗し位に考へては居なかつたか。孟蘭盆には簍入があり燈籠流、盆踊の様な陽氣なものが伴つて居るのは此消息を洩すものではなからうか。佛教の教理から見ても既に正覺を得た者は佛位に至るとを得るので、祖靈を神として祭り其徳を頌し、遺族の幸福を禱ると云ふ我邦固有の思想と融合し得べき餘地を存して居る。其點に於て基督教と佛教とは著しく違つて居る。基督教では天國に入つても神にはなれない。基督教が西洋諸國の祖先崇拜を亡したのと違つて、佛教が我邦の祖先崇拜を寧盛ならしめたのは茲から來て居るのではないかと思ふ。

前に萬葉集及宣命を引いて、奈良朝あたりの祖先崇拜には家門の繁榮と云ふ觀念が著しく現はれて居ると云つたが、其には門地を貴ぶと云ふ考の伴つて居ることは

勿論で、又門地の考が封建制度の下に大に盛になることも明な事實である。我邦の武士が戰場で名乗を揚げ吾家の系圖又祖先の武勳を長々と述べたのは、足利又太郎一人に限らないので、是が祖先崇拜の徴として考へられて居る。或は軍記物語の作者が地の文に於て勇士の系圖を述べると文勢が緩くなるから、戰士の口を假りて劇的發表を試みたのではなかと疑はれる場合もないではないが、戰場又は試合の場で系圖を述べることは西洋の騎士時代にもあつたらしいから、我邦に其事實の存在したとを否定はしない。但第一の動機は門地に對する誇であつたと思ふ。而して其門地に對する誇が更に彌つて更に祖先崇拜を助けたことも否定し難い事と思ふ。此問題は又武士の所領及相續法の變遷に觸れて來る。武士の所領は古の莊園で、最初は賣買移轉も自由であつたが、貞永式目に賣買所領事。右以相傳之私領。要用之時令沽却者定法也。而或募勳功。或依勤勞。預別御恩之輩。恣令賣買之條。所行之旨非無其科。自今以後慥可被停止也。若又背制符令沽却者云賣人云買人。共以可被處罪科矣。とあるを見れば本來私領の地は別として恩賞の地は賣買が出来なくなつて居る。建武以後に至つては武士の所領は大抵恩賞の地で、新なる墾田もなく闕所を申請することも出来なかつたと思はれる。故に唯祖先の遺領を繼承する

のみで、徳川時代に至つては小身の輩は所領を有する譯ではなく稟米を給せられ、恰も世襲の俸給の如き有様であつた。斯くなれば朝夕の飯米も一として祖先武功の餘澤でないものはない。従つて祖先に對する感謝の念、家名を失墜してはならないと云ふ念が自然に強くならざるを得ない。武士の家々に於て今日斯く安穩幸福なる生活を營むとを得るは第一には領主の恩、第二には祖先の恩であると、事ある毎に反覆教訓されたことは、吾等の記憶に新らしいことである。又相續法から見ると我邦は必しも一部の人の考ふる如く古來一貫した長子繼承の邦ではなかつた、貞永式目を見れば寡婦にも次三男にも所領の分配せられた事實がある。足利時代以後次第に長子の家督相續が普通になつて徳川時代には其が確定した。我邦民法の特色たる家督相續人が系譜、祭具、及墳墓の所有權を繼承する制度は茲に至つて動かなくなつたのである。斯様になれば、本文嫡庶の別が立つて、家系と共に祖先の觀念が愈明になる。鎌倉時代以後氏の記憶は、次第になくなり人は皆苗字を以て呼ばれ、氏神は産土神と混同したに拘らず、祖先崇拜は衰へず、年忌が數多くなり益其形式が整つて來たのは封建制度の爲で、武士の習慣が終には町人百姓にも及んだのである。其趨勢の愈著しくなつた徳川時代に於て外から之を助けたものは儒教であつた。

支那に於ける祖先崇拜は前から少なからぬ影響を我邦に及したが、徳川時代の初に盛になつた漢學は益強く之を助けた。徂徠には喪、禮、儀、略あり、蕃山には葬、祭、辨論あり、其他孰の學者も喪祭の大切なことを説かぬはないと云つてもよい位であるが、特に重要な意味を有するものは朱子學派の尊重した文、公、家、禮である。家禮には喪祭を説くこと詳かて、之を本として水戸の儒葬儒祭も起つた。今日神式の葬祭と稱する者も實は之から出たものである。又儀式の上に於ては之に従はずとも、其祖先の祭祀を尊重する精神が學者と非學者とを問はず、儒者と佛教徒とを問はず、直接又間接に行渡つたことは事實である。而して多くの西洋の學者も認めて居る様に、孔子は古來の儀式を保存せうとしたが、之に伴ふ宗教は立てなかつた。儒教に於ける祖先崇拜は報本反始で、致愛敬之誠と云ふ考が主となつて、原始的亡靈崇拜に見る諸の迷信的要素は極めて微弱になつて居る。是が今日の知識階級の思想である。

西洋の學者で祖先崇拜を研究した者は少くないが、就中ヴント氏が其倫理學第二章に於て論じた祖先崇拜と道徳の發達との關係を興味を以て讀んだ。ヴント氏は祖先崇拜が尊老及尙古の氣風を作ると云ひ、又君長は禁闕の中に在つて平人の眼に觸れざること、祖先と同様なるが故に自然之を神として敬するに至ると云つて居る

が、吾人は天皇を現人神と崇め、葦原能美豆保國乎安麻久太利之良志賣之家流須賣呂伎能神乃美許等能(萬葉十八)と詠んだ我國人の尊王の念を斯かる理由から説明することは敢てしないが、尊王の念と祖先崇拜との間には離れられない關係のあることは我國民道德研究者の一致した考であつて、井上哲次郎博士は我邦には個別的家族主義と總合的家族主義があつて、國民は皇室を中心として團結して居る。官中に賢所あり、伊勢に大廟のあるのは國民全體の祖先崇拜で、忠孝一本であると説かれて居る。此大廟に就て亦一言しなければならぬと思ふ。

古來國民一般に天照太神を崇敬したことは思ふが、凡王臣以下不得輒供太神幣帛。其三后皇太子若應供者臨時奏聞(延喜式四)と云が禁制のあつたのは何故であるか。太神宮儀式解に『此制は上代よりの事にはあらず。漢意を専ら用らるゝ御世となりての後の制ならん』と云つて居る様に禮不王不禘と云ふ様な所から出たのであるかも知れない。參拜をも禁ぜられた様に多くの書に出て居るが、參拜を禁ずとは延喜式にも出て居ないのみならず。其延喜より餘り遠からぬ承平四年九月の御祭に忽雷電鳴騷天。大雨如沃。參宮人十萬不論貴賤恐畏迷心神。(大神宮諸雜事記)とあるを見れば甚疑はしい。鎌倉時代には私幣禁制も弛み、庶民の參拜も多かつたこと

は、弘安十年九月十八日、外宮禰宜注進狀、凡遠近萬邦之參宮人不知幾千萬、勘仲記とあるによつて明である。但幾千萬は誇張であらう。今日では何人も必一回は參拜するのが一般の習慣で、其爲に講を設け其費用を辨ずるが、此參宮講は永祿中既にあつた様に翁草には誌るされて居る。徳川時代には屢御蔭參又は拔參と云ふことが流行し寶永二年は殊に盛であつたと見え色々な記録に残つて居る。太神宮の大麻を家毎に置くは何時代からか確ならぬが、諸神社の靈符が始まつて後之に倣つたものと考へられる。或は足利時代の末頃神宮の供御不足を告げ、之を補はんが爲に神職の人々が盛に頒布したものであるかと見える。兎に角參詣にしても大麻頒布にしても後世になる程盛になつたので、吾人は今茲に我邦の拜先崇拜は起源は古いが、今日の精神と形式を備へたのは比較的に新しいことで、其間に種々の變遷を經、佛敎儒敎の影響もあり、又封建制度が之を助けたものであると云ふ結論に到達する。

ヴント氏の言に洩れて居る一事項は祖先崇拜が家門の繁榮種族保續の考を起させることである。是は畏友中目敎授の重きを置かれた點で、後なきを不孝とすと云ふ觀念の強い間は我邦には出産率減退の問題は起らないと思ふ。出産率減退は西洋諸國の一大問題で、大に警戒を要する。故に我邦の祖先崇拜は我國運の將

來に大なる關係があると思ふ。

扱祖先崇拜の將來はどうなるであらうか。封建制度もなくなり、過去の宗教は權威を失ひ、自我の獨立は家族主義の基礎を搖がさうとして居る。今日迄祖先崇拜の風が残つて居たのは封建制度があり又農業本位であつた爲に人々が郷土に定着し、住宅庭園墳墓什具其他目に觸れる所のもの一として祖先を追懷せしむべき記念物ならぬはなく、其上親戚故舊屢相會して故人の記憶を温める機會を有したことによつて大に助けられて居たのである。然るに今日の如く交通が開け、商工業が發達して、人々の移住が多くなつては祖先崇拜の念も薄らぐ傾を免れない。

今日の教育者には祖先崇拜の重すべきを説き、神社崇敬を獎勵する人は多いが、の將來の祖先崇拜は如何なる形式を取るべきかに就いては餘り説を聞かぬ。神儒佛教を信ずる者が家々に於て、其教によつて定まつた形式を以て祖先を祭祀するは固より妨がない。又是等の儀式は假令其意義を失つたにしても、差支のない限は之を保存したいのは吾人の希望であるが、其教を信じない他人に對して之を強制することは出来ないであらう。道徳上から見れば、常に感謝の念を以て祖先を追懷し、其遺訓を守り、家名を尊重し、子孫の繁榮を謀ると云ふことが最大大切なことであつて、是な

らば宗教的意義を離れても存立し、何人に説いても差支ない。其爲には家庭教育に於て家系及先人の事業を子女に知らしめることに力を用ひなければならぬ。國に歴史の必要なる如く家にも歴史が必要である。